

特定非営利活動法人 Maitri 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Maitri という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区南千住6丁目67番地1-101号サクセス内に置く。

(目的)

第3条

本法人は、インド王族武術日本宗家および吉田流太氣拳正統を通じて、「勝利至上主義」に偏ることなく、礼節・報恩感謝の精神を地域住民に広く伝え、その涵養を図ること。

また、人格の陶冶教育を推進し、瞑・動・食の調和を図り、心身の練磨および健康の増進に資する学びと実践の機会を提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前章の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に事業を行う。

1. 瞑(究極 Relax) (教育・福祉・地域支援・介護予防) 事業
2. 動(武術を通じた人間力育成) 事業
3. 食(高齢者の自立支援と孤立防止、子育て支援) 事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正社員をもって特定非営利活動促進法（以下「法人」という。）上の社員とする。

(1)正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が定める入会申請書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事には、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出したとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号一に該当する場合には、議会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(選任など)

第13条 理事及び幹事は総会において選任する。

2 代表理事及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の職務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名し順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づいてこの法人の職務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を執行する。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号を報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数3分の1を超えるものが欠けてたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正社員をもって構成する。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定数の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正社員から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決議等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4)事業に伴う収益

(5)その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、議会の議決を経て、規定予算の

追加又は更正することができる。

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎年事業終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総会の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定にのる解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会においてを議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、議会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 森 凜人

副代表理事 森 瑛士

理事 山田 カヲル

理事 長谷川 明美

理事 牛山 里江子

理事 皆木 拓

監事 伊 藤 鶴 代

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項に関わらず、この法人の成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定に関わらず、この法人の成立の日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会費 正会員 0 円 賛助会員 0 円

(2) 年会費 正会員 0 円 賛助会員 0 円

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 Maitri

1 事業実施の方針

令和7年度は東京都及び都内近郊を主な活動場所として事業を展開する。

呼吸法を取り入れたアルファ波促進型トレーニング（究極 Relax）、インド王族武術日本宗家と吉田流太氣拳正統を基盤した健康体操、高齢者・子育て支援などを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【226.3】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
瞑(究極 Relax)(教育・福祉・地域支援・介護予防)事業	呼吸法を取り入れた、アルファ波促進型リラックストレーニングで、心身の安定と集中力の向上を図るとともに、オセロ・将棋・チェス・カードゲームなどを活用した認知機能向上プログラムにより、世代を超えた脳力開発と心身の充実を支援する	9月、10月、11月、12月	都内近郊	3人	東京都に在住の子どもから高齢者までの住民	45	40.1
動(武術を通じた人間力育成)事業	インド王族武術日本宗家と吉田流太氣拳正統を基盤とし、武術指導を通じて、礼節・報恩感謝の精神をはぐくみながら、フィジカルトレーニングにより心・内・体の三位一体の強化をめざす、統合的な身体修養プログラムを提供する	9月、10月、11月、12月	都内近郊	3人	東京都に在住の子どもから高齢者までの住民	24	50.8
食(高齢者の孤立防止、子育て支援)事業	高齢者には、調理・洗濯・掃除などの日常生活援助と、散歩の同行などの外出支援を提供。子育て家庭には、食事・遊び・睡眠などのお世話を中心としたシッティングサービスを通じて、安心できる	9月、10月、11月、12月	ご依頼の自宅	3人	都内および近郊の高齢者・子育て世代の単身者などの生活者	36	168.4

	育児サポートを行う						
--	-----------	--	--	--	--	--	--

令和8 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Maitri

1 事業実施の方針

令和8年度は東京都及び都内近郊を主な活動場所として事業を展開する。

呼吸法を取り入れたアルファ波促進型トレーニング（究極 Relax）、インド王族武術日本宗家と吉田流太氣拳正統を基盤した健康体操、高齢者・子育て支援などを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 760.8 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
瞑（究極 Relax）（教育・福祉・地域支援・介護予防）事業	呼吸法を取り入れた、アルファ波促進型リラックストレーニングで、心身の安定と集中力の向上を図るとともに、オセロ・将棋・チェス・カードゲームなどを活用した認知機能向上プログラムにより、世代を超えた脳力開発と心身の充実に支援する	令和8年 1月31日 から 12月31日 迄	都内近郊	3人	東京都に在住の子どもから高齢者までの住民	180	309.8
動（武術を通じた人間力育成）事業	インド王族武術日本宗家と吉田流太氣拳正統を基盤とし、武術指導を通じて、礼節・報恩感謝の精神をはぐくみながら、フィジカルトレーニングにより心・内・体の三位一体の強化をめざす、統合的な身体修養プログラムを提供する	令和8年 1月31日 から 12月31日 迄	都内近郊	3人	東京都に在住の子どもから高齢者までの住民	72	181.8
食（高齢者の自立支援と孤食防止、子育て支援）事業	高齢者には、調理・洗濯・掃除などの日常生活援助と、散歩の同行などの外出支援を提供。子育て家庭には、食事・遊び・睡眠などのお世話を中心としたシッティングサービスを通じて、安心できる育児サポートを行う	令和8年 1月31日 から 12月31日 迄	ご依頼の自宅	3人	都内および近郊の高齢者・子育て世帯・単身者などの生活者	108	269.2

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Maitri

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			250,291
瞑（究極Relax）（教育・福祉・地域支援・介護予防）事業収益	40,128		
動（武術を通じた人間力育成）事業収益	50,752		
食（高齢者の自立支援と孤立防止、子育て支援）事業収益	168,411		
5 その他の収益			226,332
財務活動費	226,332		
経常収益計			485,623
【B】 経常費用			
1 事業費			225,000
(1) 人件費			
給料手当	225,000		
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			225,164
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
印刷製本費			
会場費	225,164		
事業費計			450,164
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			35,458
消耗品費	17,847		
水道光熱費			
通信運搬費	17,612		
地代家賃			
旅費交通費			
減価償却費			
管理費計			35,458
経常費用計			485,623
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③			
法人税、住民税及び事業税 ... ④			
前期繰越正味財産額 ... ⑤			
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			0

令和8 年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人Maitri

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		0
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0
3 受取助成金等 受取補助金		0
4 事業収益 豚（究極Relax）（教育・福祉・地域支援・介護予防） 事業収益 動（武術を通じた人間力育成） 事業収益 食（高齢者の自立支援と孤立防止、子育て支援） 事業収益	309,840 181,840 269,176	760,856
5 その他の収益 財務活動費	678,996	678,996
経常収益計		1,439,852
【B】 経常費用		
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費 会場費	664,188 677,828	664,188 677,828
事業費計		1,342,016
2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	 30,000 52,836 15,000	0 97,836
管理費計		97,836
経常費用計		1,439,852
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		0
【C】 経常外収益		
固定資産売却益 過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		0
法人税、住民税及び事業税・・・④		
前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		0